

【工事仕様書】

排水路整備工事 特記仕様書

1 総則

本工事の施工にあたっては、「茨城県土地改良工事共通仕様書」「茨城県建設工事執行規則」「建設工事必携」「労働安全衛生規則」に準拠するものとし、「設計図書」並びに本特記仕様書に基づいて施工する。

2 工事材料

- (1) 工事に使用する材料は別紙に示す品質を有するものとする。
- (2) 農地局指定「検査を必要とする工事材料一覧表」のなかで設計書中該当する材料は監督員の検査を受けなければならない。
- (3) 工事に使用する材料は材料使用届を提出し、承諾を得てから使用する。JIS 規格品については原則として品質証明書を提出する。
- (4) 生コンクリート、砕石は毎年度指定される土木指定工場の製品を使用する。
- (5) 排水フリュームは、茨城型または同等以上の製品とする。

3 工事施工

(1) 一般事項

受注者は工事施工に当たり、監督員と連絡を密にし、地域住民に迷惑をかけないように細心の注意を払い、重機等による事故を絶対に起こさないよう留意しなければならない。また、工事中に地権者等から工事内容の変更について直接要望された場合は、速やかに監督員に連絡するものとし、承諾無しで施工してはならない。

受注者は工事施工にあたり監督員と連絡を密にし、地元住民に迷惑を掛けないように細心の注意を払い、重機等による事故を絶対起こさないよう留意をすると共に、周辺構造物(宅地・ブロック塀等)状況を工事着手前に確認し、写真等

により保存し、地権者とのトラブルが発生しないようにしなければならない。

(2) 準備

工事に必要な丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識は受注者が設置し、工事着手前に監督員の検査を受けなければならない。

本地区付近には、水道管及び下水道管が埋設されているため、埋設管に破損等の生じないよう十分に調査を行うこと。

(3) 製品

製品の運搬にあたっては、損傷を与えないように十分注意すること。現場の保管にあたっては規定以上の製品の積み重ね、その他重量物の積み重ねをしてはならない。

(4) 建設廃棄物の処理

- 1) 本工事の施工に伴って発生する建設廃棄物の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理するものとし、指定処分地については監督員の指示に基づくものとする。
- 2) 本工事の施工に伴って発生する、廃材は受入工場へ搬出するものとし、搬出工場については監督員の指示に基づくものとする。

(5) 掘削

掘削は機械掘削とし、過掘をしないよう留意し、過掘した場合には、再生砕石にて埋め戻しをするものとし、既定の幅・高さに仕上げることをとする。また、不良地盤が発見された場合には速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(6) 軟弱層置換え

フリーム基礎部に軟弱層がみられる場合には監督員と協議の上、軟弱層を取除き再生砕石にて置き換えるものとし布設後の沈下の生じない様充分に転圧すること。

(7) 排水フリーム

排水フリームは専用の吊り具、または人力による傷をつけないように所定の場所に吊り込むこととする。この

場合水系などにより高さ線形を正し、排水フリュームは中心線に対し直角になるようにする。また施工の際伸び縮みのないよう所定の間隔に布設すること。排水フリューム側壁穴は、すべて吸出防止キャップを取り付けること。

(8) 埋戻・盛土

埋戻及び盛土は排水フリュームまたは構造物等に影響を及ぼさないように注意し、入念に踏み固めるものとする。埋戻及び盛土材については、購入土を使用する。

(10) 残土・不足土

残土は関係法令等に準拠し、指定のストックヤードへ運搬処分するものとする。不足土は購入土を使用すること。但し、耕地へ敷均すものは山砂を使用する。

(11) 落水工

既設管がある場合は位置を作業前に確認すること。新設の場合は設置位置を把握し、監督員の指示のもと位置を決定後、塩ビ管でフリュームに排水できるよう設置すること。

(12) 耕地復旧工

工事用地として使用した区域は耕作者の了解を得た上で、耕地復旧を行い地権者とのトラブルが生じないように雑物などの混入していないように整備するものとする。

(13) 仮設敷鉄板

工事に先立ち圃場内に施工機械等が立ち入る場合は敷鉄板を敷設し、耕地を保護するものとする。

(14) 第3者に対する措置

騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に充分配慮すると共に、関係法規を厳守し、地元住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

又、地元（住民・農家など）と紛争とならないよう適切に処理し、問題点は遅滞なく監督員に報告し、処理しなければならない。関係機関および地元と協議した内容は、必要に応じて記録を残し、その都度内容を書面により監督員に報告すること。

4 安全管理

工事を施工するにあたり警戒標識等の安全施設を設置すると共に管理の徹底を図り、交通安全に十分留意すること。

5 施工管理

「土地改良（土木）工事施工管理基準（茨城県農地局）」に基づいて施工管理を行ない、工事完了後速やかに施工管理報告書を提出する。

6 その他

- 1) この特記仕様書及び設計図書に疑問が生じた場合は速やかに監督員と協議し解決すること。

コンクリート二次製品仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は工事に必要なコンクリート二次製品について一般事項を示すものである。特記仕様書とこの仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第2条 製品の規格

(1) JIS 規格品

JIS 規格表示許可工場で製作され、JIS マークの表示されている JIS 規格表示許可製品を使用すること。

(2) JIS 規格同等品

JIS 規格表示許可製品ではないが、材質、規格、寸法等が JIS 規格製品と同等に適合した物であれば、これを JIS 規格同等品として使用することができる。

(3) JIS 規格外製品

JIS 規格の設定されていないコンクリート二次製品を JIS 規格外製品という。なお、JIS 規格外製品は、類似 JIS 製品の規格を準用するものとする。

第3条 関係資料の提出

特記仕様書に記載がなくとも、特に監督員が必要と認めた場合、製作管理等関係資料の提出を求めることがある。この場合、受注者は関係資料を提出し監督員の承認、あるいは確認を受けること。

第4条 購入計画等

受注者は、製品の購入（製作）搬入計画について監督員と打合せを行うものとする。

第5条 材料の試験検査

JIS 規格品及び JIS 規格同等品については、受注者は製造業者に対して次の試験検査を行わせ、その結果を監督員に提出

しなければならない。また、JIS 規格外製品については、受注者は製造業者に対し特記仕様書及び類似 JIS 製品の材料検査に基づく試験結果、品質証明の写しを求め、監督員に提出しなければならない。

第6条 製品の試験検査

1. 受注者は監督員と事前に打合せの上、製造業者に対して次の試験検査を行わせ、その結果を監督員に提出しなければならない。
 - (1) JIS 規格製品は、JIS 規格または特記仕様書に基づく試験検査。
 - (2) JIS 規格同等品は、JIS 規格または特記仕様書に基づくが、この場合は全量試験検査を除き、その対象数量は JIS 規格製品の3分の4とする。
 - (3) JIS 規格外製品は、特記仕様書に基づくか第5条及び第6条第1項(2)に準ずるものとする。
2. 受注者は、現場に搬入された製品について、特記仕様書に規定された事項、或いは承認を受けた事項について事前に必要な検査を行い、別に定められた数量について監督員の検査確認を受けなければならない。
3. 監督員が前記第6条の検査に立ち会い確認した場合は、第6条第2項の検査にかえる事がある。
4. 監督員は必要に応じ、受注者または製造業者が行う工場検査に立ち会う場合がある。この場合受注者はこれに応じなければならない。

第7条 製品の搬入等

受注者は、コンクリート二次製品の搬入については細心の注意を払い、製品に損傷の無いように留意しなければならない。なお、現場検査の不合格品については監督員の指示に従うものとする。

(製造業者の選定)

第8条

製造業者の選定にあたっては、特記仕様書に基づく品質管理が十分できる者でなければならない。

第9条

受注者は、製造業者との間に紛争が生じないように、購入条件等を明確にしておかなければならない。万が一紛争等が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。

レディーミクストコンクリート仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は、土地改良事業の工事に使用するレディーミクストコンクリート（以下「生コンクリート」という）に関して定めたものである。但し、建築工事に係るものについては適用しない。工事の施工に当たっては、この仕様書によるほか下記の仕様書、示方書に基づき行うものとする。

- 1) JIS A 5308 レディーミクストコンクリート
- 2) コンクリート標準示方書（土木学会）
- 3) 茨城県土地改良工事共通仕様書

第2条 生コンクリート仕様書

1. 受注者は生コンクリートを使用する前に、別紙様式1による「生コンクリート使用承認願」を提出し承認を得なければならない。
2. 「生コンクリート使用承認願」には、様式2による「レディーミクストコンクリート配合報告書」を添付するものとする。なお、監督員が必要と認めた場合は配合設計に関する基礎資料の提出を求めることができる。
3. 生コンクリート工場は原則として、県内のS I 承認工場から選定するものとするが、運搬距離・供給能力等やむをえない場合においては、県外工場から選定することができる。

第3条 生コンクリートの種類及び品質

生コンクリートの種類は、JIS A 5308-3に定める標準品を使用し、品質はJIS A 5308-4による。

第4条 生コンクリートの構造

生コンクリートの構造は、JIS A 5308-7により製造されたものでなければならない。

第5条 施工

1. 受注者は、気温・運搬時間・その他工事の諸条件を考慮して練り混ぜ、開始から打ち込み終了までの時間の限度を定め、監督員と協議しなければならない。
2. 生コンクリートの荷卸場所は、運搬車が安全かつ円滑に出入りし、コンクリートに対する必要な検査が出来る所でなければならない。
3. 施工にあたっては、「茨城県土地改良工事共通仕様書」及び「コンクリート標準示方書（土木学会）」等に基づいて、適正な現場管理（運搬打設・養生等）を行うこと。
4. 受注者は、施工条件等を勘案し指定スランプ等の変更の必要が生じた場合は「変更理由書」「生コンクリート使用承認願」「レディーミクストコンクリート配合報告書」を監督員に提出し、監督員の承認を得てから使用することができる。
5. コンクリートポンプを用いて打設する場合は、過度のスランプに注意すると共に、圧送速度が過大となって十分な締固めが出来なくなる事がないよう注意し、打ち込まれたコンクリートの全量について締固めが十分出来る様に施工する事。

第6条 品質管理

1. 生コンクリート品質管理は「茨城県土地改良工事施工管理基準」により行うものとし、購入者である受注者が直接行うものとする。やむを得ず製造業者等に品質管理のために試験を代行させる場合でも、購入者がその試験に立ち会いその結果を確認する事。
2. 生コンクリートの品質管理の判定（強度）についての管理試験方法は、供試験の標準養生による値で判定する。この場合の判定値は、JIS A 5308-4（1）の品質管理基準によるものとする。
3. コンクリートの強度は、現場における運搬・打設・養生の方法によって著しく強度（品質）低下することが起こりうるので、これらの管理には、万全を期すると共に現場において加水するような事は品質に重大な影響を与える事になるので、絶対に行ってはならない。
4. 生コンクリートの搬入に当たって受注者は、誤納・運搬時間超過等をチェックするため、一車ごとに納入書を確認する事。

第7条 試験検査

1. 生コンクリートの試験検査は施工管理基準の品質管理項目により行うものとする。
2. 次に示す管理項目については生産者側の品質管理結果表をもって代える事が出来るが、適正な管理をしているかどうか適宜管理する事。
 - 1) 骨材の粒度測定
 - 2) 細骨材表面水量の測定
 - 3) 空気量の測定
3. 特注品配合決定の際には立ち会う事。
4. 規格値は、JIS A 5 3 0 8のそれぞれの該当項目による（細骨材表面水量を除く）。
5. 試験検査には必要に応じ監督員が立ち会うことができる。

第8条 報告

受注者は次の資料を監督員に提出しなければならない。

1. 「レディーミクストコンクリート納入書」または、その写し。
2. 生コンクリート品質管理資料。
3. その他監督員が必要と認め指示した資料。

レディーミクストコンクリート配合報告書										No.	
										令和 年 月 日	
殿										製造工場名	
										配合計画者名	
工 事 名 称											
所 在 地											
納 入 予 定 時 期											
水 配 合 の 適 用 期 間											
コンクリートの打込箇所											
配 合 の 設 計 条 件											
呼 び 方		標準品・特注品の区分		骨材の種類による区分		呼び強度		スランプ		骨材の最大寸法による区分	
指定事項(注1)		単 位 容 積 質 量		(kg/m ³)(t/m ³)				空 気 量		%	
		コンクリートの温度		最高・最低				℃		飽和材料の種類	
		呼び強度を保証する材令						日			
使 用 材 料 (注2)											
セメント		製造会社名						比 重			
細骨材		産地又は品名		粗粒率				比 中		絶 乾	
										表 乾	
細骨材		産地又は品名		粗粒率				比 中		絶 乾	
										表 乾	
混和材		製 品 名				種 類				細骨材の塩分	
混和材		製 品 名				種 類				水 種 類	
配 合 表 (kg/m ³) (注3)											
セメント		水		細骨材		細骨材		粗骨材		粗骨材	
水セメント比		%		細 骨 材 率		%					
備考											

注1 呼び方欄以外に指定された場合に記入する。

注2 配合設計に用いた値を記入する。

注3 骨材について、普通骨材の場合は表面乾燥飽水状態の質量で、軽量骨材の場合は絶対乾燥状態の質量で表わす。

分別解体等・再資源化等についての特記仕様書

1. 分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法の対象建設工事）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「作業内容」の欄については、該当工事のすべての作業内容にチェックする。

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定の建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート廃材	塚田陶管(株)	土浦市小高 7 8 6
木くず	(株)日の丸商事	つくば市和台原 1 4 9 4－2

※上記②については積算上の条件明示であり，処理施設を指定するものではない。

なお，受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし，現場条件や数量の変更等，受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受け入れ時間

各施設の受け入れ時間内とする

④その他

2. 完了後

受注者は，分別解体等・再資源化等が完了したときは，建設リサイクル法第 18 条に基づき，以下の事項を書面に記載し別添様式 1 により監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

再 資 源 化 等 報 告 書

工 事 番 号	〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇
工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
受 注 者	〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇
現 場 代 理 人	〇〇 〇〇

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により，下記のとおり，特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 再資源化が完了した年月
 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
2. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 別添 再生資源利用促進実績書のとおり
3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
 〇〇〇 万円（税込み）

以上

排出ガス対策型建設機械特記仕様書

○ 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合でも、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の装着黒煙浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する事で、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。なお、排出ガス対策型建設機械以外を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは装着黒煙浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

対 象 機 種 一 覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：</p> <p>油圧ハンマ，バイプロハンマ，油圧式鋼管圧入引抜機，油圧式杭圧入引抜機，アースオーガ，オールケーシング掘削機，リバースサーキュレーションドリル，アースドリル，地下連続壁施工機，全回転オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw～260kw）を搭載した建設機械に限る</p>

不正軽油使用防止対策についての特記仕様書

1. 工事施工にあたっての注意事項

- 1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- 2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
- 3) 不正軽油を購入しないこと。
- 4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 下請け契約の相手方または燃料納入業者選定にあたり、不正軽油を使用するものまたは、不正軽油を販売する者を排除すること。
- 6) 現場では、県税事務所が行う使用燃料の抜き取り検査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち合うこと。
- 7) 当該工事に関して、法令（地方税法）に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

2. その他

- 1) 施工計画書へ不正軽油使用防止対策を明記すること。

※不正軽油とは、地方税法第 144 条の 33 の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。

1. 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を混合したもの
2. 軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を混合して製造された軽油
3. 自動車の燃料として醸造・消費される燃料炭化水素油（重油・灯油等）